

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 113 条及び第 118 条の規定により、次の機関を特定地域医療提供機関として指定した。

令和 8 年（2026 年）3 月 31 日

北海道知事 鈴木 直道

○指定の種類（ ）は指定医療機関数

特定地域医療提供機関（2）	地域の医療提供体制の確保のために医師に長時間労働をさせざるを得ない医療機関
---------------	---------------------------------------

○特定地域医療提供機関の指定（指定期間：指定日から 3 年間）

申請医療機関名	指定申請内容	指定事由	指定日
札幌心臓血管クリニック（札幌市）	特定地域医療提供機関	救急医療	令和 8 年 3 月 31 日
J A 北海道厚生連 旭川厚生病院（旭川市）	特定地域医療提供機関	救急医療	令和 8 年 3 月 31 日

○特定地域医療提供機関・連携型特定地域医療提供機関の評価結果

	指定を受けようとする 特定労務管理対象機関 の種別		医療機関勤務環境評価センターの評価	都道府県による 支援の方針
	指定の種類	指定 事由	評価結果の概要	
札幌心臓血管クリ ニック（札幌市）	特定地域医療 提供機関 （B水準）	救急 医療	労働関係法令及び医療法に規定された 事項について必要な条件を満たしてい る。 それ以外の労務管理体制の整備や労働 時間短縮に向けた取組として、医師の 勤務環境改善への取組の実施は整備さ れているが、医師の労働時間短縮に向 けた研修・周知の実施などが計画段階 であることから早期実施に向けて取組 むことが必要である。 労働時間短縮に向けて、自主的な取組 の他、塗装府県による必要な措置を講 じられたい。	道においては、 労働時間の短縮 のため勤務環境 改善支援センタ ーを通じて必要 な支援を行うこ ととする。
J A北海道厚生連 旭川厚生病院（旭 川市）	特定地域医療 提供機関 （B水準）	救急 医療	労働関係法令及び医療法に規定された 事項について必要な条件を満たしてい る。 それ以外の労務管理体制の整備や労働 時間短縮に向けた取組として、医師の 適切な労働時間の把握・管理体制が整 備されている。 労働時間短縮に向けて、さらなる改善 に向けての取組が望まれる。	—